

勝山市監査公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年1月22日

勝山市監査委員 藤村 敏夫  
勝山市監査委員 帰山 寿憲

## 令和2年度 財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査種別 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 対象施設 白山平泉寺観光振興拠点  
指定管理者 株式会社 六千坊  
市所管課 商工観光・ふるさと創生課
- 3 監査期間 令和2年10月8日～11月18日
- 4 監査対象年度 令和元年度および令和2年度
- 5 監査対象事項 白山平泉寺観光振興拠点指定管理業務に係る出納その他の事務
- 6 監査方法 令和元年度および令和2年度における指定管理に係る出納その他の事務について、法令、基本協定書等に沿って適正に執行されているかを主眼において実施した。監査に当たっては、市所管課及び指定管理者より関係書類の提出を求め審査をするとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。  
なお、今回の監査は、専門的効果的な監査を実施するため、公認会計士による専門的知識を得て実施した。

### 7 指定管理の状況

指定管理者 株式会社 六千坊  
指定管理期間 平成31年4月1日～令和3年3月31日（2年間）

指定管理料 令和元年度 5,755,000円  
令和2年度 5,810,000円

#### 施設利用者数

施設名	令和元年度	平成2年度 (R2.4～R2.10)
と之蔵	5,333人	3,029人 昨年度同期4,179人
あ之蔵	771人	0人 昨年度同期751人
白山亭	5,325人	2,300人 昨年度同期3,575人
駐車場 (大型バス)	229台	31台 昨年度同期185台

\*駐車台数（大型バス）の令和元年度分は7月から11月分の合計。令和2年度分は4月からの合計。

### 8 監査結果

監査の結果、次の指摘事項等のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たってはこれらに十分留意するとともにその措置を講じるよう求めた。

○共通事項（市所管課、指定管理者）

## 【指摘事項】

### 1. 協定書違反について

令和元年度で基本協定書（管理運営業務仕様書）に定めた事項のうち、①利用者賠償保険契約の加入、②消防設備点検、③AEDの設置が履行されていなかった。令和2年度は改善されているが、協定書違反であり嚴重に注意されたい。

### 2. 指定管理業務の第三者への委託について

(1) 基本協定書第14条で、事前に市の承認を受けた場合を除いて、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないと定めているが、白山平泉寺大門周辺観光振興拠点（白山亭）の運用に関する契約を市の承認を受けず、しかも市との協定締結前に行っている。また、この契約書には指定管理者が変更になった場合の解約条項がないなど不備がある。

(2) 同契約書第6条で利益の5%を運営者から徴収することになっているが、収支報告を受けておらず、徴収実績もない。

市民の財産である公の施設の安易な取り扱いであるため、協定書に基づく手続きを踏み、適正な委託契約となるよう注意されたい。

### 3. 指定管理施設内への指定管理者の本店登録について

指定管理者の本店事務所が指定管理施設「と之蔵内」となっているが、使用許可等の手続が実施されていない。法律上は無断で利用している状態にあるため、適正に対処されたい。

### 4. 備品管理について

管理対象の備品については、基本協定書第6条で指定管理開始時に勝山市と指定管理者確認のもと市が一覧表を作成すると定めている。また、第19条では指定管理者が購入した備品について、その区分に応じて市に報告する必要がある。しかし、これらの一覧表等が整備されていない。

よって、実地調査に基づき一覧表等を整備し、備品に異動がある場合は市に報告するなど適正に管理されたい。

### 5. 便益施設使用料の納付について

白山平泉寺観光振興拠点の設置及び管理に関する条例第9条第4項「便益施設設置による収入額の5%納付義務」について、協定書に基づき指定管理者が使用料を徴収し、勝山市に納付することと定めているが、実際には市が直接負担者から徴収している。よって協定書どおり、指定管理者が徴収し市へ納付されたい。

## 【指導事項】

### 1. 年次報告書の収支決算書について

指定管理業務の収支決算書の項目は、収支予算書の項目と一致していないことから、指定管理業務の実施状況が確認しにくいものとなっている。予算書の内容が変更になる場合、必要に応じて市に事前に協議されたい。

### 2. 自主事業の承諾について

と之蔵での物販事業については、勝山市として自主事業として認めている事業である

ことは明らかである。しかし、自主事業の実施は、基本協定書第 41 条に基づき事前に市の承諾を受けることとなっている。事業の存在が曖昧にならないよう協定書に基づく手続きを順守し、文書により承諾を受けられたい。

### 3. 指定管理施設であることの明示について

指定管理者によるホームページやパンフレットがなく、市のホームページ上も指定管理施設であることは明記されていない。利用者にとって施設の管理責任者が明確となっていないため、今後、パンフレットを作成する際や施設もしくは市のホームページで指定管理施設である旨と指定管理者について明示されたい。

### 4. 観光ガイド業務の委託契約書等の整備について

観光ガイドについて、関係団体に委託し実施しているが、契約書が未整備のものがあ  
る。市と指定管理者、関係団体の役割が分かり易くなるよう協議し契約書等を整備されたい。

○指定管理者（株式会社 六千坊）

#### 【指導事項】

#### 1. 法人運営に要する規程の整備について

法人運営の基本となる経理規程、就業規則などが整備されていない。そのため、比較的多額な委託についても、正当な手続きを経て契約されているかなどが検証できない状況である。よって、法人運営に必要な最低限の規程を整備されたい。

#### 2. 会計処理、帳簿の整理状況について

事業報告（収支報告）について、総勘定元帳と照合した結果、不一致が生じている。会計システム上の金額と報告書  
の金額は一致している必要がある。

今後、会計システムから出力された資料を基に適正な収支報告書を作成されたい。（また、所管課も出力された資料を入手し、事業報告書の収支報告書と一致していることを確認されたい。）

#### 3. 年次報告書の収支決算書について

自主事業の年次報告書について、指定管理業務の収支計算書と同様の様式での報告が作成されていない。特段様式は定められていないが、現在提出されている月次推移のものに加え、年度合計のものが必要であるため整備されたい。

#### 【所見】

#### 1. 会計処理、帳簿の整理状況について

##### ①現金出納簿の整備

指定管理業務、自主事業ともに収入支出はほぼ現金により行われている。また、現金収入を一旦銀行へ入金せずに支払われているため、資金の収支状況が不明であり、売上計上金額の妥当性が事後的に検証できない。現金出納簿の整備をされたい。

##### ②総勘定元帳の出力、保管

税務署等への電子帳簿保管申請等を実施しない限り総勘定元帳は紙形式での保管が必要のため出力し保管されたい。

### ③請求書や納品書の保管

領収書に購入したものが具体的に記載されている場合は請求書等の保管は必須ではないが、具体的な内容の記載がない場合は請求書がないと事後的な検証ができないため保管されたい。

### ④レジ資料の保管

レジ売上についてレジ資料の保管がないと事後的な確認が出来ないため保管されたい。

## 2. AED 設置の表示について

基本協定書に基づき、と之蔵には AED が設置されているが設置されていることの表示がされていない。AED を利用したい人が適時に利用できるよう表示をされたい。

○市所管課（商工観光・ふるさと創生課）

### 【指摘事項】

#### 1. 指定管理者への指導監督について

指定管理者制度を導入して1年目の令和元年度は、協定書及び仕様書に定める管理の基準を一部満たさない業務があるなど基本的な部分でいくつかの指摘事項が見受けられた。

また、指定管理者に法人運営に要する規程の整備、会計処理、帳簿の整理、AED 設置の表示等を別途指導したところである。

今後、協定書及び仕様書を順守し、指定管理者の施設管理計画書を確認するとともに、定期的な連絡調整会議を開催し、指定管理者が協定（契約）を適切に履行しているか指導監督を徹底されたい。